

国東市民病院公告

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

2026年4月3日

国東市民病院事業管理者 野邊 靖基



1 業務の概要

(1) 業務名

国東市民病院医療情報システム更新業務

(2) 業務内容

「国東市民病院 医療情報システム基本仕様書」による。

(3) 導入期間

契約締結日の翌日から2027年3月31日まで

※システム稼働日は別途協議の上決定するため、注意すること。

(4) 事業費限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

①医療情報システム導入費用：600百万円以内

ハード・ウェア、パッケージシステム、システム構築、セットアップ、端末展開

②データ移行費用：100百万円以内

③保守料：55百万円以内（年額）

※上記3項目は採点に関わる項目となるため、金額には十分注意すること。

(5) 審査委員会

優先交渉権者等の審査及び選定は、適正かつ公平に行うため、国東市民病院医療情報システム更新業務審査委員会要綱に基づき国東市民病院医療情報システム更新業務審査委員会にて行う。

(6) その他

本プロポーザルの詳細については、国東市民病院医療情報システム更新業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「要領」という。）による。

2 事務局

プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。また、プロポーザルに係る書類は、全て事務局に提出するものとする。

国東市民病院 総務経営課

国東市安岐町下原1456番地

電話0978-67-1211

メールアドレス soumu-kikaku@kunisaki-hp.jp

国東市民病院ホームページ (<https://www.kunisaki-hp.jp/>)

3 参加資格要件

- (1) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書（様式第1号）の提出時点において満たしておくこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人及びその代表者が、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（国東市暴力団排除条例第17号）に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去に日本国内において200床以上の一般病床を有し、介護業務及び歯科診療を行う病院の電子カルテを核とした、システムの更新業務を履行した実績（協力会社含む）を有し、現在も稼働中であること。
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止措置などの行政処分がなされていないこと。

4 参加に対する制限

参加者は、1者につき1提案とする。

5 参加手続き

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、国東市民病院ホームページから入手するものとする。

イ 配布期間

2026年4月3日（金）～2026年5月7日（木）（土・日・祝日を除く。）

(2) 参加表明書等の受付

ア 受付期間

2026年4月3日（金）～2026年4月17日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時まで

イ 提出方法

事務局へ持参により提出すること。

(3) 業務提案書の受付

ア 受付期間

2026年4月27日(月)～2026年5月7日(木)まで(土・日・祝日を除く。)

午前8時30分～午後5時まで

イ 提出方法

事務局へ持参により提出すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

ア 実施日

2026年5月下旬 詳細は5月中旬頃 電子メールにて通知する

イ 実施場所

国東市民病院 2階 中会議室

6 事業の全体スケジュール

(1) 仕様書等の公告	2026年4月 3日(金)
(2) 参加表明書等質問書受付期限	2026年4月 7日(火)
(3) 参加表明書等質問書回答期限	2026年4月10日(金)
(4) 参加表明書等提出期限	2026年4月17日(金)
(5) 参加資格結果通知	2026年4月21日(火)
(6) 業務提案書等質問書受付期限	2026年4月22日(水)
(7) 業務提案書等質問書回答期限	2026年4月30日(木)
(8) 業務提案書等提出期限	2026年5月 7日(木)
(9) 1次審査(書類審査)	2026年5月11日(月)
(10) 1次審査結果通知	2026年5月13日(水)
(11) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	2026年5月下旬
(12) 2次審査結果通知	2026年6月上旬
(13) 契約締結	2026年6月下旬

7 審査方法

審査は、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)の2段階審査とし、審査委員会において行う。

8 参加申込者の失格

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 審査委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- (4) 本要領の規定に違反すると病院事業管理者が認める場合
- (5) 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次の

いずれかに該当する場合

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

9 参加表明申込等に要する経費

参加表明申込及び業務提案書等の応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

10 その他

- (1) 業務提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 病院は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 病院は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。
- (5) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (6) 参加者に対する説明会は実施しない。
- (7) プロポーザル方式による事業者の公募における業務提案の内容は、事業者を選定するために提出を求めるものであり、業務の契約及び実施過程において協議等により変更することがある。
- (8) 本業務で納入されたシステムは、納入後1年間の瑕疵担保期間を設ける。
- (9) 本業務の受託者と選定され、契約の締結を行った場合は、病院のセキュリティポリシーを遵守すること。